

令和6年度

佐野市立学校

1人1台端末の効果的な活用に向けた指針

～主体的・対話的で深い学びの実現を目指して～

令和6年4月

佐野市教育委員会

目 次

1	指針策定の目的	1
2	本市における GIGA スクール構想の現状、成果と課題	1
	(1) 現状	1
	(2) 成果	2
3	本市における 1 人 1 台端末活用の基本的な考えと方向性	3
	(1) 1 人 1 台端末活用の基本的な考え	3
	① 児童生徒の学びの深化と学びの保障	3
	② 児童生徒の情報活用能力の育成	3
	③ 児童生徒の情報モラルの育成	4
	④ 教員の ICT 活用指導力向上	4
	⑤ 児童生徒の学びや教職員を支える環境整備	5
	(2) 1 人 1 台端末活用の基本的な方向性	5
4	1 人 1 台端末活用にあたっての配慮事項等	7
	(1) 端末を利用する上での配慮	7
	① 操作をする上で	7
	② 家庭への持ち帰りに際して	7
	③ 健康面（視力の低下等）への配慮	7
	(2) インターネットを利用した情報の収集と発信における配慮	7
	① 著作権、肖像権等について	7
	② セキュリティ対策について	7
	③ 健康面（依存性）について	7
	(3) 保護者・市民への発信と、端末利用に対する理解促進	8
	① 教育委員会	8
	② 学校	8
資料編		9
	学年別スキル表	10
	1 人 1 台端末を活用した児童生徒の情報活用能力の育成	11
	1 人 1 台端末の効果的な活用に向けた指針（概要版）	12

1 指針策定の目的

本市では、GIGA スクール構想^{※1}の下、2021年度に児童生徒1人1台端末と高速ネットワークの整備が完了し、2022年3月には全教職員への指導者用端末の整備も完了した。この間、2021年9月には、臨時学校休業への対応として全校一斉のオンライン学習を実施し、Web会議システムを含むクラウド利用が普及した。現在、各小中義務教育学校では、児童生徒1人1台端末の積極的な活用が進み、児童生徒が授業等で日常的に端末を利用している。

一方、中教審「令和の日本型学校教育」（答申）^{※2}に示されたように、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」の到来や、新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」においては、新学習指導要領の着実な実施とICTの活用を通して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させることで、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが求められている。

そこで佐野市教育委員会では、1人1台端末をより一層効果的に活用して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させることで、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」を実現させることを目的に、令和4年9月に「佐野市立学校 1人1台端末の効果的な活用に向けた指針」を策定した。なお、この指針は、状況に応じて毎年度見直しを行うこととする。

^{※1}GIGA スクール構想とは・・・日本の未来を担う人材を育成することを目的に、2019年に開始された、全国の児童生徒1人1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組。

「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」を意味する。

^{※2}令和3年1月26日 中央教育審議会答申 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

2 本市における GIGA スクール構想の現状、成果と課題

(1) 現状

- ・2021年3月に市内全小中義務教育学校に児童生徒用1人1台端末の配置が完了
 - 小1義1 Windows 端末、小2義2から中3義9までが Chrome 端末
- ・2021年3月に教員用 Chrome 端末を全校に配置、従来から活用している学習系 PC (Windows 端末) と併用
 - 教員が学習指導に利用できる PC が1人1台整備
- ・学習用アプリとして、主に Google for Education、ロイロノートスクールを使用
- ・令和5年度の ICT 活用関係研修 集合研修3回、オンライン研修9回
- ・Web会議システムを利用した集会等の実施
- ・2023年3月に大型提示装置203台（液晶ディスプレイ173台、電

子黑板30台)を整備。全市立学校の全普通教室への大型提示装置の整備が完了。

(2) 成果

- ・全ての学校で1人1台端末の活用が進み、ICTを活用した授業が日常的に行われるとともに、学校行事での活用など授業以外での活用も進んでいる。
- ・1人1台端末の家庭への持ち帰りが進み、学びの保障と家庭学習の充実が進みつつある。
- ・多くの教員が、様々な研修を通して、1人1台端末を活用した授業改善に前向きに取り組んでいる。
- ・文部科学省実施「教育の情報化実態調査」における「教員のICT活用指導力」についての質問で、佐野市教職員の肯定的回答は毎年増加している。
- ・不登校や病気療養、出席停止等により、学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、オンラインでの日常的なやり取りや授業のライブ配信など、1人1台端末による遠隔・オンライン教育が実施されている。

(3) 課題

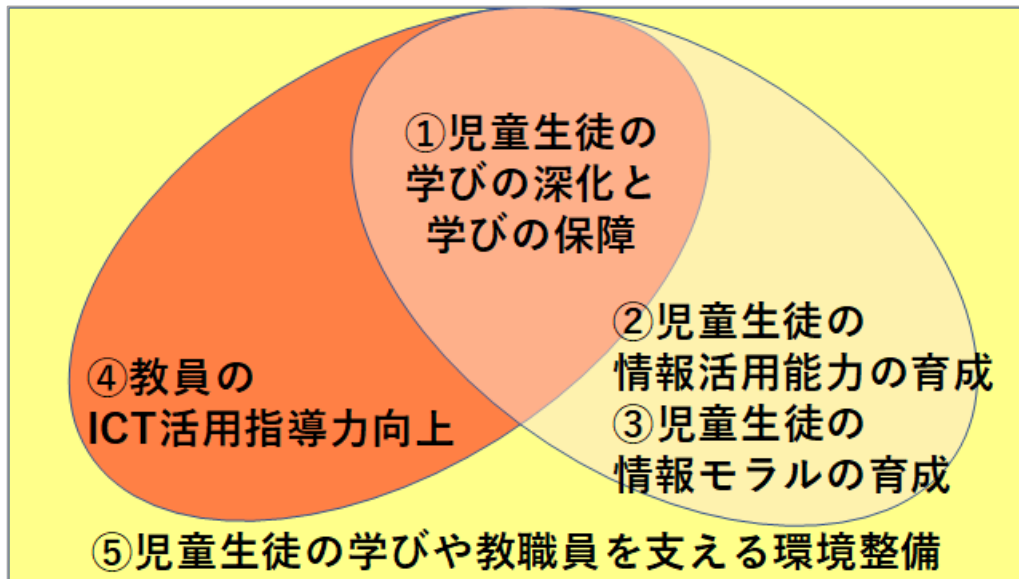
一方、課題として以下のことが挙げられる。

- ・多くの教職員は1人1台端末を積極的に活用しているが、全ての教員が十分に活用できているわけではなく、また、教員のICT活用指導力には個人差がある。
- ・1人1台端末の活用は進んでいるが、個別最適な学びと協働的な学びをより充実させるためには、更に研究と実践を重ねていく必要がある。
- ・1人1台端末の家庭への持ち帰りが進んでいるが、全ての学校で日常的な持ち帰りが進んでいるわけではない。

これらのことから、今後も1人1台端末を活用した授業の工夫・改善を進めるとともに、教育の公平性の観点から、活用状況に学級差や学校間の差が生じないように、1人1台端末活用の基本的な考えと方向性について市としての指針を示し、取り組んでいく必要がある。

3 本市における1人1台端末活用の基本的な考えと方向性

(1) 1人1台端末活用の基本的な考え



① 児童生徒の学びの深化と学びの保障 【学校】

ア 1人1台端末をこれまでの実践と組み合わせることで、児童生徒の実態に応じて学習内容の着実な定着を図る「個別最適な学び」と、ことなる考え方が組み合わせよりよい学びを生み出していく「協働的な学び」の充実を図り、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める。

イ 端末を学習の道具として活用し、児童生徒自身が身に付けたスキル等を生かしながら、ICTを自由な発想で活用できるような授業デザインを目指していく。

→学年別スキル表の活用（10ページ参照）

→「とちぎ教育ICTポータルサイト」の活用

ウ 不登校や病気療養、出席停止等により登校できない児童生徒に対し、1人1台端末を活用したオンラインによる学習機会や授業を必要に応じて提供することで、学びの保障に努める。

② 児童生徒の情報活用能力の育成 【学校】（11ページ参照）

ア 1人1台端末を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めるために必要となる児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る。

イ 学習指導要領には、情報活用能力は言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられていることから、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から育成を図る。

◆「情報活用能力」とは

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

◆「情報活用能力」の3つの柱

【知識及び技能】

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

【思考力、判断力、表現力等】

様々な事象を情報とその結び付きの視点から捉え、複数の情報を結び付けて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

【学びに向かう力、人間力等】

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

出典：「教育の情報化に関する手引」令和元年12月 文部科学省

③ 児童生徒の情報モラルの育成 【学校】

ア 情報教育の年間指導計画の中に情報モラルに関する学習活動を位置付けるなど、児童生徒の発達の段階に応じて、情報モラルを体系的に育成していく。

イ 児童生徒が情報通信ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるように、インターネット上の犯罪や有害情報等の問題を理解し、情報手段を正しく活用するための判断力や態度を身に付けさせる。

ウ 情報モラルについて学校だよりや保護者会等で働きかけるなど、家庭との連携を図る。

④ 教員のICT活用指導力向上 【学校・市教委】

ア 「Society5.0^{※2}」の時代に向け、1人1台端末を含むICT^{※3}を「活用したほうがよいもの」から「必要不可欠なもの」との認識を全教員が共有し、児童生徒の情報活用能力を育成するために必要となる「ICT活用指導力」の向上を図る。

※²Society5.0とは・・・サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済は点と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※³ICTとは・・・「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。コンピュータを単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めた言葉。

◆ 「ICT活用指導力」とは

- A 教材研究や指導の準備等に ICT を活用する能力
- B 児童生徒に ICT 活用を指導する能力
- C 授業に ICT を活用して指導する能力
- D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

イ 管理職や情報教育担当を中心に、チーム学校として ICT の活用を進め、教員間の「学び合い」を活性化することにより「ICT活用指導力」の向上に努める。

ウ 教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、市教育委員会は、1人1台端末を含む ICT 活用に係る研修、指導主事や情報教育アドバイザーによる校内研修支援・授業支援等を実施する。

⑤ 児童生徒の学びや教職員を支える環境整備 【市教委・学校】

ア 教員の ICT 活用指導力の状況などを踏まえながら、研修の検討や見直しを行う。

イ ICT 活用促進のため、教育センターの各種資料の充実を図る。活用事例については、随時「GIGA スクールかわら版」を通して情報を共有する。

ウ 学校や地域の実態に応じて1人1台端末を含む ICT を活用し、校務の情報化と効率化を図る。

(2) 1人1台端末活用の基本的な方向性（12ページ参照）

【導入・拡大・普及期】（令和3～5年度）

◆授業、学校行事、校外学習など、学校における様々な場面で1人1台端末を活用し、学習活動の充実を図るとともに、基礎的な操作スキルを高めたり ICT の特性について学んだりする。

〈学 校〉

○端末と学習支援クラウドを活用した授業改善（教師主導の授業から学習者主導の学びへの転換）

（例）・意見交換や話し合い活動、学び合いにクラウド型の学習支援アプリを活用

- ・児童生徒の思考を深めるために学習支援アプリの思考ツールを活用
- ・自分自身の学習状況を客観的に振り返らせるために端末の撮影機能を活用
- ・一人一人の習熟の程度等に応じた個別学習に自学支援アプリを活用
- ・児童生徒の学習状況を把握するために端末を活用

○朝の学習や特別活動、校外学習など授業以外の場面での活用

(例) 遠足、修学旅行、博物館学習などの校外学習、生徒総会、クラブ、委員会、部活動

○長期休業等における端末の持ち帰りによる家庭学習

○Web 会議システムを活用した他校や地域、地域外の人々との交流

○児童生徒の情報活用能力の育成（情報モラルを含む）

○教員の ICT 活用能力向上のための組織的な取組

○ICT を活用した校務の情報化と効率化

〈市教委〉

○自宅でのオンライン学習を促進する Web サイト等の情報提供

○普通教室への大型提示装置の整備

○実践事例の紹介・共有

○1人1台端末活用に関わる研修の実施と校内研修や授業への支援

○1人1台端末の活用に役立つ情報の発信（GIGA スクールかわら版）

【浸透期】（令和5年度～）

- ◆1人1台端末の活用を日常化し、児童生徒、教職員が目的や状況に応じて、主体的に端末の活用場面や活用方法を選択していく。

〈学 校〉

○個々の児童生徒の学習状況や多様な学び方に応じた個別最適な学びの充実

○異なる考えを組み合わせよりよい学びを生み出していく協働的な学びの充実

○児童生徒が身に付けたスキル等を生かしながら、ICT を自由な発想で活用できる授業デザインの構想

○日常的な端末の持ち帰りによる家庭学習等での活用

○Web 会議システムを活用した他校や地域、地域外の人々との交流

○児童生徒の情報活用能力の育成（情報モラルを含む）

○教員の ICT 活用能力向上のための組織的な取組

○ICT を活用した校務の情報化と効率化

〈市教委〉

○指導主事が学校を訪問して授業づくりについて助言

○1人1台端末活用に関わる研修の実施と校内研修や授業への支援

○1人1台端末の活用に役立つ情報の発信（GIGA スクールかわら版）

4 1人1台端末活用にあたっての配慮事項等

(1) 端末を利用する上での配慮

① 操作をする上で

- ア 楽しく、よい使い方、賢い使い方とはどんな使い方を意識させるようにする。
- イ 分からないこと、困ったことがある場合はお互いに助け合うようにする。
- ウ 端末は市から貸与されているものとして、責任を持って扱うようにする。

② 家庭への持ち帰りに際して

- ア 専用ケースや緩衝材等により端末を保護する。
- イ 学校は、家庭のWi-Fi環境への接続を分かる範囲で確認する。
- ウ 学校は、Wi-Fi環境のない家庭へモバイルWi-Fiルータの貸出を行う。
- エ 市教委は、Wi-Fiが利用できる公共施設を紹介する。

③ 健康面（視力の低下等）への配慮

- ア 端末を利用する際にはよい姿勢を保ち、目と端末の画面との距離を30cm以上離す。
- イ 30分に1回は20秒以上画面から目を離して休む。
- ウ 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」などを活用し、児童生徒が自らの健康に自覚をもち、健康に留意しながら端末を活用できるようにする。

(2) インターネットを利用した情報の収集と発信における配慮

① 著作権、肖像権等について

- ア 情報教育の年間指導計画に情報モラルについての指導を位置づけ、発達の段階に応じて指導する。
- イ 「情報モラルポータルサイト（文部科学省）」の活用を図る。（1人1台端末で利用可）

② セキュリティ対策について

- ア アカウントのIDやPWの意味について発達の段階に応じて指導し、情報活用能力の一つとしてセキュリティに対する意識を高める。
- イ i-Filter（Windows）やロイロノートによるフィルタリングや、ウィルス対策ソフト（Windows）によるセキュリティ対策を行う。

③ 健康面（依存性）について

- ア 学校から貸し出された端末は学習のみに利用するようにする。

イ 家庭で利用する場合は、利用時間についての約束を決めておく。

(3) 保護者・市民への発信と、端末利用に対する理解促進

① 教育委員会










・ Web ページを活用して各校の取組を紹介する。(GIGA 通信)

② 学校

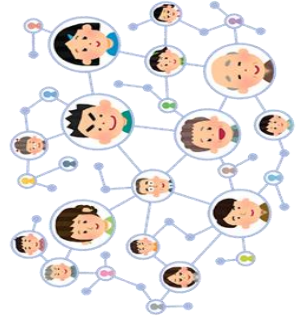
・ Web ページ、学校・学級便りを活用して、学校における取組を紹介する。

・ 授業参観、学校公開時において、端末を活用した授業を公開する。

資 料 編

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学校 高等学校以後課程
ドライブ 		・Chromebookで撮影した写真をアップロードすることができる。 ・ドライブ内のデータを利用することができる。	・必要なファイルを複製して、見つけることができる。 ・インターネットで検索した画像をフォルダに保存できる。		・自分でフォルダを作り、データを友達と共有できる。	・自分のChromebook以外の端末から、学習に必要なデータをドライブに保存できる。	
Classroom 		・クラスコードを入力して、クラスに参加することができる。 ・ClassroomからMeetに参加できる。	・先生からの資料や課題を見ることができる。 ・Classroom内でコメントを書き込むことができる。 ・課題を提出できる。		・自分が作成したデータをストリームにアップロードし、データを共有することができる。		
スライド 					・図形や写真を貼り付けることができる。 ・文字などを入れて、簡単なプレゼンテーション資料を作成できる。 ・共同編集することができる。 ・自分の考えを目的に応じてまとめ、発表できる。 ・著作権や肖像権を認識しながら、資料を作成することができる。		
フォーム 		・選択式の質問に答えることができる。	・記述式の質問に答えることができる。 ・小テストに回答し、正誤を確認できる。		・簡単なアンケートやクイズ等を作成できる。	・画像を貼り付けたり、条件分岐を取り入れたりした作成できる。	
ドキュメント 		・自分の考えを短文でキーボードや音声で入力することができる。	・自分の考えをキーボードで入力し、課題を提出できる。 ・データを共有し、友達と一緒に文章を編集できる。	・インターネットからの資料を著作権を認識しながらコピー&ペーストできる。	・写真や図形を入れて考えをまとめられることができる。		
ドキュメント 		・付箋に文字を入力することができる。	・考えを書いた付箋を動かして、決められた場所に移動したり、友達と話し合いをしたりすることができる。		・付箋の内容から、分類・比較・関連付けを行いつながり整理することができる。		
スプレッドシート 			・実験や観察の記録を表に入力できる。 ・共同編集することができる。		・目的に応じて表を作ることができる。 ・作った表からグラフを作成できる。 ・簡単な数式を使うことができる。		
カメラ (写真・動画等) 		・撮った写真や動画をドライブに保存できる。	・撮った写真を加工できる。	・スクリーンショットをすることができ。	・情報モラルを認識しながら、必要に応じて写真や動画を活用した資料を作成することができる。		
ロイノート 	・カードに文字を入力できる。 ・カメラを使い、写真のカードを作ることができる。 ・資料箱から教材や課題を取り出すことができる。 ・カードをつなげて、資料を作成できる。 ・自分で作ったカードを提出できる。 ・提出権の友達のカードを見ることができる。	・動画や音声のカードを作ることができる。 ・Webカードを作ることができる。 ・共同編集するために、共有ノートを利用できる。 ・シンキングツールを利用できる。	・情報モラルを認識しながら、目的に合ったカードを作成したり、資料の共有をしたりすることができる。 ・分かれやすく自分の意見を相手に伝えるために、作成したカードを活用できる。 ・自分の学びを深めるために、共有カードを活用できる。				
タイピング	・手書き入力、かん入力 ・音声入力	・ローマ字入力 1分間で10文字程度	・ローマ字入力 1分間で20文字程度	・ローマ字入力 1分間で30文字程度	・ローマ字入力 1分間で40文字程度	・ローマ字入力 1分間で50文字程度	

1人1台端末を活用した児童生徒の情報活用能力の育成



STEP3：学びを深める

学びの本質にせまる (効果的に活用する)

具体的には…

- ・課題に対して、より効果的な端末の活用方法について自ら考え、学びをさらに深めたり他者とつなげたりする。



STEP2：いつでも誰でも

どの教科でも活用できる

(使いこなす)

具体的には…

- ・協働的な学びのツールを活用し、学びの記録を保存・共有化する
- ・端末を利用して調べ、自分の考えや意見を分かりやすくまとめる
- ・他校や地域とWeb会議システムでつながる
- ・学んだことを、身近なところへ発信する

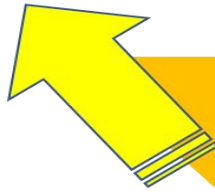


STEP1：端末の利用に慣れる

(試す・やってみる)

具体的には…

- ・タイピングなどの基本的な操作スキルを身に付ける
- ・端末を定期的に持ち帰り、eライブラリやMeetの利用に慣れる
- ・長期休業中には、端末を利用して課題に取り組み



1人1台端末の効率的な活用に向けた指針 (概要版)

～主体的・対話的で深い学びを目指して～



【浸透期】

○1人1台端末の活用を日常化し、児童生徒、教職員が目的や状況に応じて、主体的に端末の活用場面や活用方法を選択していく。

- ・ 個々の児童生徒の学習状況に応じた個別最適な学びと協働的な学びの充実
- ・ 児童生徒が身に付けたスキル等を生かしながら、ICTを自由な発想で活用できる授業デザインの構想
- ・ 日常的な端末の持ち帰りによる家庭学習等での活用 (学校の実情や家庭の状況に応じて)



【導入・拡大・普及期】

○授業、学校行事、校外学習など、学校における様々な場面で1人1台端末を活用し、学習活動の充実を図るとともに、基礎的な操作スキルを高めたりICTの特性について学んだりする。

- ・ 端末と学習支援クラウドを活用した授業改善 (教師主導の授業から学習者主体の学びへ転換)
- ・ 朝の学習や特別活動、校外学習など授業以外の場面での活用
- ・ 長期休業等における端末の持ち帰りによる家庭学習



全職員による組織的な実践・校務の効率化

- < 学 校 >
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成 (情報モラルを含む)
 - ・ 教員のICT活用能力向上のための組織的な取組
 - ・ ICTを活用した校務の情報化と効率化
 - ・ Web会議システムを活用した他校や地域、地域外の人々との交流
- < 市教委 >
- ・ 実践事例の紹介・共有
 - ・ 1人1台端末活用に関わる研修の充実と校内研修や授業への支援
 - ・ 自宅でのオンライン学習を促進するWebサイト等の情報提供
 - ・ 普通教室への大型提示装置の整備

